

大和町健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、新たな財政指標が導入されました。

地方自治体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）について、平成 19 年度決算から公表することが義務付けられました。

平成 20 年度決算からは、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になります。公表対象の比率は次の 5 つです。

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う町の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。（※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外のものを合計した会計であり、特別会計が地方公共団体ごとで不統一なものを一定のルールのもとで統一した会計のことです。この法律では「一般会計等」という名称で呼ばれています。）

② 連結実質赤字比率

町が持つ全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、町としての運営の深刻度を示すものです。

③ 実質公債費比率

当該年度における借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、公表される数値は当該年度以前 3 カ年度の比率を平均したものです。

④ 将来負担比率

町の一般会計等が保有する地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

⑤ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足を、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

◇大和町の令和 7 年度決算に基づく各種比率一覧◇

	大和町の比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	(13.63%)
② 連結実質赤字比率	—	(18.63%)
③ 実質公債費比率	3.6%	(25.0%)
④ 将来負担比率	—	(350.0%)

※実質赤字比率又は連結実質赤字比率は赤字がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」と標記しています。

※（ ）内は大和町における早期健全化基準です。

⑤ 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
水 道 事 業 会 計	— (20%) 赤字となっていない
下 水 道 事 業 会 計	— (20%) 赤字となっていない
吉岡西部土地区画整理事業特別会計	— (20%) 赤字となっていない

※資金不足比率が算定されない場合は「—」と標記しています。

※（ ）内は大和町における経営健全化基準です。

※令和4年度決算分から「下水道事業会計」（下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計は廃止）と「吉岡西部土地区画整理事業特別会計」が加わりました。

《健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計について》

一般会計		普通会計		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
特別会計	奨学事業	公営事業会計	公営企業会計	⑤資金不足比率			
	国民健康保険事業勘定						
	介護保険事業勘定						
	後期高齢者医療						
	吉岡西部土地区画整理事業						
	下水道事業 (公共・農集排・浄化槽)						
	水道事業						
一部事務組合 広域連合	黒川地域行政事務組合			※公営企業会計 ごとに算定			
	吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合						
	大衡村外一町牛野ダム管理組合						
	宮城県市町村退職手当組合						
	宮城県市町村自治振興センター						
	宮城県後期高齢者医療広域連合						
	宮城県市町村非常勤消防団員補償報酬組合						
地方公社・第三セクター等 ……なし							

財政課 電話 022-345-1114

FAX 022-345-4852

住所 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

Eメール zaisei@town.taiwa.miyagi.jp